

令和6年1月31日現在

桜谷聖苑環境保全委員

	役職名	氏 名	備 考
1	地元代表	山 地 道 弘	打越地区住民代表
2	地元代表	横 山 融	赤坂地区住民代表
3	地元代表	岩 崎 富 夫	赤坂地区住民代表
4	地元代表	安 川 俊 夫	打越池水利組合代表
5	市議会副議長	香 川 勝	学識経験者
6	市議会議員	廣 田 勝 也	学識経験者

任期：令和5年12月1日～令和7年11月30日

① 排ガス等の測定結果について

1. 業務内容

- (1) 業務名 桜谷聖苑 環境分析業務委託
 (2) 履行期間 令和5年6月1日から令和6年3月31日
 (3) 実施場所名 桜谷聖苑 (丸亀市綾歌町岡田上 686 番地 2)
 (4) 業務内容 桜谷聖苑の火葬炉 (2 炉) の排ガス及び悪臭の分析及び検体の採取

2. 測定分析項目と検査方法及び採取日

(1) 排ガス

排ガスの採取地点及び採取日、測定分析項目と検査方法を下表に示す。
 また、分析検体数は各地点につき 1 検体である。

表-1 排ガスの採取地点及び採取日、測定分析項目と検査方法

採取地点	採取日	項目	検査方法
火葬炉 3 系統 (5 号炉)	令和 5 年 6 月 28 日	ばいじん	JIS Z 8808 1 型円形ろ紙法
		硫黄酸化物	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
		窒素酸化物	JIS K 0104 イオンクロマトグラフ法
火葬炉 4 系統 (7 号炉)	令和 5 年 11 月 24 日	ばいじん	JIS Z 8808 1 型円形ろ紙法
		硫黄酸化物	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
		窒素酸化物	JIS K 0104 イオンクロマトグラフ法

(2) 悪臭

悪臭の採取地点及び採取日、測定分析項目と検査方法を下表に示す。
 また、分析検体数は各地点につき 1 検体である。

表-2 悪臭の採取地点及び採取日、測定分析項目と検査方法

採取地点	採取日	項目	検査方法
火葬炉 3 系統 (5 号炉)	令和 5 年 6 月 28 日	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、	特定悪臭物質の測定方法 環境庁告示第 9 号 (昭和 47 年 5 月 30 日)
		硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン	
		アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、	
		ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	
火葬炉 4 系統 (7 号炉)	令和 5 年 11 月 24 日	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、	特定悪臭物質の測定方法 環境庁告示第 9 号 (昭和 47 年 5 月 30 日)
		硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン	
		アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、	
		ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	

3. 測定結果

(1) 排ガス

各採取地点の測定結果を下表に示す。詳細記録については添付資料の各濃度計量証明書に示す。今回の測定両炉ともに基準値を下回っていた。

表-3 排ガス測定結果

測定項目	採取地点		桜谷聖苑 火葬炉 排ガスの自主規制値
	火葬炉3系統5号炉	火葬炉4系統7号炉	
採取日	令和5年6月28日	令和5年11月24日	
ばいじんの量 (g/Nm ³)	0.022	0.028	0.03以下
硫酸化物濃度 (ppm)	3	1	30以下
窒素酸化物 (ppm)	83	15	100以下

(2) 悪臭

各採取地点の測定結果を下表に示す。詳細記録については添付資料の各濃度計量証明書に示す。今回の測定両炉ともに基準値を下回っていた。

表-4 悪臭測定結果

測定項目 (被検成分)	採取地点		定量下限値	桜谷聖苑 火葬炉悪臭物 質の自主規制値 (ppm)
	火葬炉3系統5号炉 被検成分の気体排 出口の濃度 (ppm)	火葬炉4系統7号炉 被検成分の気体排 出口の濃度 (ppm)		
採取日	令和5年6月28日	令和5年11月24日		
アンモニア	0.4	定量下限値未満	0.1	1以下
メチルメルカプタン	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002	0.002以下
硫化水素	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.02以下
硫化メチル	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.01以下
二硫化メチル	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.009以下
トリメチルアミン	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.005以下
アセトアルデヒド	定量下限値未満	定量下限値未満	0.005	0.05以下
スチレン	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.4以下
プロピオン酸	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.03以下
ノルマル酪酸	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002	0.001以下
ノルマル吉草酸	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002	0.0009以下
イソ吉草酸	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002	0.001以下

排ガス・悪臭測定結果

測定項目	定量 下限値	規制 基準値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
			R2.6.9	R2.11.4	R3.6.26	R3.11.5	R4.5.30	R4.10.14	R5.6.28	R5.11.24	
			1系統 2号炉	2系統 4号炉	3系統 6号炉	4系統 7号炉	1系統 2号炉	2系統 3号炉	3系統 5号炉	4系統 7号炉	
排 ガ ス 濃 度	ばいじんの量(g/m ³)	0.001	0.03	0.008	0.019	0.015	0.026	0.014	0.012	0.022	0.028
	硫黄酸化物濃度(ppm)	1	30	2	4	1	3	2	1	3	1
	窒素酸化物濃度ppm)	5	100	24	27	33	19	52	37	83	15
悪 臭 物 質 濃 度	アンモニア(ppm)	0.1	1	0.6	0.5	0.7	0.1	0.6	0.6	0.4	定量下限値 未満
	メチルメソピタン(ppm)	0.0002	0.002	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
	硫化水素(ppm)	0.001	0.02	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
	硫化メチル(ppm)	0.001	0.01	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
	二硫化メチル(ppm)	0.001	0.009	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
	トリメチルアミン(ppm)	0.001	0.005	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
	アセトアルデヒド(ppm)	0.005	0.05	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
	スチレン(ppm)	0.01	0.4	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
	プロピオン酸(ppm)	0.002	0.03	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
	ノルマル酪酸(ppm)	0.0002	0.001	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
	ノルマル吉草酸(ppm)	0.0002	0.0009	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満
イソ吉草酸(ppm)	0.0002	0.001	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	定量下限値 未満	



濃度計量証明書

発行No.DA- 230033

計量証明事業登録番号 第K-9号

環境計量士 西敏広



丸亀市長 様

測定場所	桜谷聖苑 火葬炉 3系5号炉			
測定年月日	令和5年6月28日	試料採取者	吉本 和也	
天候(当日/前日)	曇/曇	測定方法	環境庁告示第9号(昭和47年5月30日)	
測定項目 (被検成分)	被検成分の大気中の濃度 (ppm)	定量下限値 (ppm)	被検成分の気体排出口 における流量 (m ³ /h)	被検成分の気体排出口 における規制基準 (m ³ /h)
アンモニア	0.4 (1.0)	0.1	-	-
メチルメルカプタン	定量下限値未満 (0.002)	0.0002	-	-
硫化水素	定量下限値未満 (0.02)	0.001	-	-
硫化メチル	定量下限値未満 (0.01)	0.001	-	-
二硫化メチル	定量下限値未満 (0.009)	0.001	-	-
トリメチルアミン	定量下限値未満 (0.005)	0.001	-	-
アセトアルデヒド	定量下限値未満 (0.05)	0.005	-	-
プロピオンアルデヒド	-	0.005	-	-
ノルマルブチルアルデヒド	-	0.0009	-	-
イソブチルアルデヒド	-	0.002	-	-
ノルマルバレールアルデヒド	-	0.0009	-	-
イソバレールアルデヒド	-	0.0003	-	-
イソブタノール	-	0.09	-	-
酢酸エチル	-	0.3	-	-
メチルイソブチルケトン	-	0.1	-	-
トルエン	-	1	-	-
スチレン	定量下限値未満 (0.4)	0.01	-	-
キシレン	-	0.1	-	-
プロピオン酸	定量下限値未満 (0.03)	0.002	-	-
ノルマル酪酸	定量下限値未満 (0.001)	0.0002	-	-
ノルマル吉草酸	定量下限値未満 (0.0009)	0.0002	-	-
イソ吉草酸	定量下限値未満 (0.001)	0.0002	-	-

令和5年7月11日

上記の通り、測定の結果を御報告致します。

〒733-0812 広島市西区西本町3丁目13-16
株式会社エヌエーサポート
TEL (082) 27249000 [代表]

※()内の数値は施設の計画目標値です。

丸亀市長 様



濃 度 計 量 証 明 書

計量証明事業登録番号 広島県 第K-9号

発行No. Dh-230132

測定場所	桜谷聖苑	施設名	3系 5号炉
測定年月日	令和5年6月28日	天候(当日/前日)	晴れ / 晴れ

計 量 結 果 表

計量項目	単位	計量の結果	定量下限値	規制基準値	計量の方法
ばいじん量	g/m ³	0.022	0.002	-	JIS Z 8808 1型円形ろ紙法
*補正ばいじん量	g/m ³	0.022	-	(0.03)	
硫黄酸化物濃度	ppm	3	1	-	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
*補正硫黄酸化物濃度	ppm	3	-	(30)	
*硫黄酸化物排出量	m ³ /h	0.024	-	3.6	
窒素酸化物濃度	ppm	83	5	-	JIS K 0104 イオンクロマトグラフ法
*補正窒素酸化物濃度	ppm	83	-	(100)	
塩化水素量	mg/m ³	-	-	-	-
*補正塩化水素量	mg/m ³	-	-	-	
*乾き排ガス流量	m ³ /h	8100	-	-	JIS Z 8808

*印の計量項目は、計量法107条の計量証明対象外です。
体積の単位[m³]は、標準状態[0℃(273.15K), 101.32kPa]を表しています。

上記の通り、測定の結果を証明します。

令和5年7月18日

〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13番16号

株式会社 三井物産 エンバイメント サポート

TEL(082) 272-9000 【代表】

環境計量士	酒井 剛
試料採取者	吉本 和也

※()内の数値は、測定施設の計画目標値

丸亀市長 様



濃 度 計 量 証 明 書

計量証明事業登録番号 広島県 第K-9号

発行No. Dh-230410

測定場所	桜谷聖苑	施設名	4系 7号炉
測定年月日	令和5年11月24日	天候(当日/前日)	晴れ / 晴れ

計 量 結 果 表

計量項目	単位	計量の結果	定量下限値	規制基準値	計量の方法
ばいじん量	g/m ³	0.028	0.002	-	JIS Z 8808 1型円形ろ紙法
*補正ばいじん量	g/m ³	0.028	-	(0.03)	
硫酸化物濃度	ppm	1	1	-	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
*補正硫酸化物濃度	ppm	1	-	(30)	
*硫酸化物排出量	m ³ /h	0.0075	-	3.4	
窒素酸化物濃度	ppm	15	5	-	JIS K 0104 イオンクロマトグラフ法
*補正窒素酸化物濃度	ppm	15	-	(100)	
塩化水素量	mg/m ³	-	-	-	-
*補正塩化水素量	mg/m ³	-	-	-	
*乾き排ガス流量	m ³ /h	7520	-	-	JIS Z 8808

*印の計量項目は、計量法107条の計量証明対象外です。
体積の単位[m³]は、標準状態[0℃、273.15K]、101.32kPa]を表しています。

上記の通り、測定の結果を証明します。

令和5年12月14日

〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13番16号

株式会社 エス・エヌ・サポート

TEL (082) 272-9000【代表】

環境計量士	酒井 剛
試料採取者	吉本 和也

※()内の数値は、測定施設の計画目標値



濃度計量証明書

発行No.DA- 230202

計量証明事業登録番号 第K-9号

環境計量士 西 敏広

丸亀市長 様

測定場所	桜谷聖苑 火葬炉 4系7号炉			
測定年月日	令和5年11月24日	試料採取者	吉本 和也	
天候(当日/前日)	晴/晴	測定方法	環境庁告示第9号(昭和47年5月30日)	
測定項目 (被検成分)	被検成分の大気中の濃度 (ppm)	定量下限値 (ppm)	被検成分の気体排出口 における流量 (m ³ /h)	被検成分の気体排出口 における規制基準 (m ³ /h)
アンモニア	定量下限値未満 (1.0)	0.1	-	-
メチルメルカプタン	定量下限値未満 (0.002)	0.0002	-	-
硫化水素	定量下限値未満 (0.02)	0.001	-	-
硫化メチル	定量下限値未満 (0.01)	0.001	-	-
二硫化メチル	定量下限値未満 (0.009)	0.001	-	-
トリメチルアミン	定量下限値未満 (0.005)	0.001	-	-
アセトアルデヒド	定量下限値未満 (0.05)	0.005	-	-
プロピオンアルデヒド	-	0.005	-	-
ノルマルブチルアルデヒド	-	0.0009	-	-
イソブチルアルデヒド	-	0.002	-	-
ノルマルバレールアルデヒド	-	0.0009	-	-
イソバレールアルデヒド	-	0.0003	-	-
イソブタノール	-	0.09	-	-
酢酸エチル	-	0.3	-	-
メチルイソブチルケトン	-	0.1	-	-
トルエン	-	1	-	-
スチレン	定量下限値未満 (0.4)	0.01	-	-
キシレン	-	0.1	-	-
プロピオン酸	定量下限値未満 (0.03)	0.002	-	-
ノルマル酪酸	定量下限値未満 (0.001)	0.0002	-	-
ノルマル吉草酸	定量下限値未満 (0.0009)	0.0002	-	-
イソ吉草酸	定量下限値未満 (0.001)	0.0002	-	-

令和5年12月12日

上記の通り、測定の結果を御報告致します。

〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13-16

株式会社 エヌ・エス・サポート

TEL (082) 272-9000 [代表]

※()内の数値は施設の計画目標値です。

② 施設利用状況について

施設利用件数等推移

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年12月未現在
火葬 件数	旧丸亀	892	892	956	1,070	722
	綾歌	155	150	178	170	108
	飯山	167	173	176	222	174
	計	1,214	1,215	1,310	1,462	1,004
霊柩輸 送件数	旧丸亀	237	270	260	267	191
	綾歌	54	62	68	61	43
	飯山	35	33	28	29	32
	計	326	365	356	357	266
移送件数		9	10	9	6	2
待合 個室	洋室	62	51	74	86	43
	和室	37	12	30	21	23
	計	99	63	104	107	66
葬祭 具貸 付件 数	旧丸亀	1	8	10	5	5
	綾歌	0	0	0	0	0
	飯山	0	1	0	0	0
	計	1	9	10	5	5

累計稼働状況表

(対象期間：開苑日～令和5年12月31日)

令和5年12月31日現在

出棺時刻	炉番号							合計	割合
	1	2	3	4	5	6	7		
9:00	95	70	89	98	68	63	80	563	2.03%
10:00	196	219	228	255	245	166	212	1,521	5.50%
11:00	681	623	728	680	860	718	604	4,894	17.69%
12:00	815	970	958	808	952	1,018	1,074	6,595	23.83%
13:00	1,162	967	896	1,116	830	1,021	1,282	7,274	26.29%
14:00	829	890	832	804	805	792	649	5,601	20.24%
15:00	186	221	230	177	158	114	137	1,223	4.42%
合計	3,964	3,960	3,961	3,938	3,918	3,892	4,038	27,671	
割合	14.33%	14.31%	14.31%	14.23%	14.16%	14.07%	14.59%		